

前歯に使用するCAD/CAM冠用材料の保険適用内容

中央社会保険医療協議会（中医協）情報を踏まえ、8月31日付にて「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第304号）が公布され、前歯に使用するCAD/CAM冠用材料が保険適用されました。

1. 保険適用日

2020年9月1日（火）

2. 材料名

CAD/CAM冠用材料（IV）

※現時点での保険適用材料は、クラレノリタケデンタル株式会社販売の「カタナアベンシアン」のみです。

3. 準用技術点数、材料点数

- （1）準用技術点数M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）1,200点
- （2）使用材料点数576点

4. 実施上の留意事項

- （1）CAD/CAM冠とは、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物をいう。
- （2）CAD/CAM冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。
 - 前歯又は小臼歯に使用する場合
 - 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において第一大臼歯に使用する場合
 - 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携のうえで、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準じるもの）に基づく場合に限る。）
- （3）前歯に対し、CAD/CAM冠を製作する場合において、CAD/CAM冠用材料（IV）の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合は、区分番号D010に掲げる歯冠補綴時色調採得検査に準じて算定する。（1枚につき10点）
- （4）前歯に対し、区分番号 M001 に掲げる歯冠形成のうち、CAD/CAM冠に係る費用を算定した歯又は CAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯で、テンポラリークラウンを用いた場合は、区分番号 M003-2 に掲げるテンポラリークラウンに準じ、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定する。